

安全管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定（以下「本規程」という）は、道路運送法（以下「法」という）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もて輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、事業活動を行う体制の整備に努めるとともに、全社員を総合活用して輸送の安全を確保するため、輸送の安全に関する基本的な方針及び輸送の安全に関する重点施策を定め、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P・D・C・A）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 社長は、次に掲げる事項を踏まえた安全重点施策を、年度毎の運輸安全マネジメントに関する取り組みにおいて策定し、社員に周知徹底する。

- (1) 安全方針に沿い、安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門等において輸送の安全の確保の関する目標を設定し、この目標を達成するため必要な具体的な取組計画を策定する。
- (2) 数値等を用いて可能な限り具体的な目標を設定する等、社員が理解し易く、且つモチベーションが高まるものとする。また、その達成状況等を検証・評価できるものとする。
- (3) 事故やヒヤリハットの発生状況、現場からの改善提案及び輸送現場の安全に関する課題等を具体的且つ詳細に把握し、それらの課題の解決・改善に直結するものとする。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第5条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
- 5 社長は次に掲げる事項について、主体的に関与し、別表1に示す安全管理体制の構築・運営を適切に実施する。
 - (1) 関係法令の遵守と安全最優先の原則を社員に徹底する。
 - (2) 安全方針を策定する。
 - (3) 安全重点施策を策定する。
 - (4) 重大な事故等への対応を実施する。
 - (5) 安全管理体制を構築・改善し、また、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等（車両等）を使用できるようにする。
 - (6) 少なくとも1年ごとにマネジメントレビューを実施、重大事故等が発生した際は適宜実施する。
- 6 社長は、社員の高齢化、輸送施設の老朽化等による安全上の課題、自然災害、テロ、感染症等への対応などの課題に的確に対応することが重要であることを認識する。
- 7 社長は、確固たる安全管理体制を実現するため、本規定に掲げる内容について、安全統括管理者により実施されることを主導する。
- 8 社長は、運輸安全マネジメントを推進させるため、総務部に安全企画担当を配置する。

(社内組織)

第6条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するために企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、運行管理者、整備管理者、営業所長を統括して指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し指揮監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害に対応する場合も含め、別表に示す安全管理体制の組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第7条 社長は、役員のうち旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者を安全統括管理者に選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (4) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保困難に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第8条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保の重要性に係る安全方針を全社員に徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持、改善すること。
- (3) 輸送の安全の確保に関し、その方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全の確保に関し、報告連絡体制を構築し、全従業員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保に関し、以下の事項を、社長に対し適時・適切に報告又は意見具申すること。
 - ・安全方針の浸透・定着の状況
 - ・安全重点施策の進捗・達成状況
 - ・情報伝達及びコミュニケーションの確保状況
 - ・事故等の発生状況
 - ・是正措置及び予防措置の実施状況
 - ・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
 - ・内部監査の結果
 - ・改善提案
 - ・外部からの安全に関する要望・苦情
 - ・その他必要と判断した情報
- (6) 運行管理が適切に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (7) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対し必要な教育又は研修を行うこと。
- (9) その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(関係法令等遵守の徹底)

第9条 輸送の安全を確保する上で必要な次の事項に係る関係法令等の遵守を徹底する。

- (1) 輸送に従事する要員の確保
- (2) 輸送施設の確保及び作業環境の整備
- (3) 安全な輸送サービスの実施及びその監視
- (4) 事故等への対応
- (5) 事故等の是正措置及び予防措置

2 社内各部門は、関係法令等の改正等の状況について、国土交通省HP、総務省HP、官報、バス事業団体等の法改正等の情報を的確に把握し、必要に応じて対応する。

3 輸送の安全を確保する上で知り得た全ての個人情報については、個人情報保護法の規定を踏まえて適切に管理する。

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第10条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第11条 社長及び役員は、社員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時・適切に社内に伝達され、共有されるよう努めるとともに、安全性を損なうような事態を発見した場合は、これを看過したり、隠蔽したりせずに、直ちに関係者に伝え、適切な対策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第12条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるよう努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第13条 社長は、安全管理体制の要員、すなわち、安全統括管理者等、各部門の安全管理に従事する責任者及び補助者等に対して、運輸安全マネジメント制度の趣旨等の理解を深めるため、必要な教育・訓練を実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、訓練の内容等の見直し・改善を図る。

2 前項の教育・訓練の内容は、安全管理体制の構築・改善の取組に必要とされるもので、要員

が理解しやすい具体的なものとする。

- 3 安全統括管理者は、現業実施部門の社員の必要な能力の習得及び獲得した技術の維持のための教育・訓練・研修を計画的に実施し、その有効性、効果を把握し、必要に応じて、当該教育・訓練の内容等の見直し・改善を図る。

(輸送の安全に関する内部監査)

第14条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 内部監査の実施に当たっては、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施する等、監査の客観性が確保できるようにする。
- 3 内部監査を効果的に実施するため、内部監査を担当する者（内部監査員）に、内部監査の方法等について必要な教育・訓練を実施する。
- 4 内部監査の実施に当たっては、社長及び安全統括管理者がその重要性を社員に周知徹底する等の支援を行う。
- 5 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果及び改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

(マネジメントレビュー及び業務の改善)

第15条 社長は、安全管理体制のマネジメントレビュー及び継続的改善について次のとおり実施する。

(1) マネジメントレビュー

- ① 安全管理体制の機能全般に関し、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。
また、重大事故等が発生した際は適宜実施する。
- ② マネジメントレビューに当たっては、安全管理体制の実施状況を確認し、安全管理体制改善の必要性和実施時期、必要となる資源等について評価を行う。

(2) 継続的改善

- ① 社長は、安全管理体制が適切に機能するよう、継続的に改善措置を行う。
 - ② 改善を行うに当たっては、日常の業務実態及び内部監査結果、マネジメントレビュー等から明らかになった課題等について、その都度検討し、必要に応じて是正措置及び予防措置を講ずる。
- 2 悪質な法令違反等による重大事故等が発生した場合は、安全対策全般又は必要な事項について、現在よりも更に高度な安全の確保のための是正・改善の措置を講ずる。

(情報の公開)

第16条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状

況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎年度、事業年度経過後、速やかに外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第17条 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置及び予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- 2 前項に掲げる情報その他輸送の安全に関する情報の記録及び保存は、総務部で行い、保存期間は3年間とする。

(規程の改正)

第18条 本規程は、業務の実態等を勘案し、必要により適時適切に見直し、改正を行う。ただし、字句の訂正等、内容が軽微なものは、安全統括管理者の権限により行うことができる。

附則

平成25年10月 1日 制定

令和 4年 6月15日 一部改正

安 全 管 理 体 制

